諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和4年3月15日(令和4年(行情)諮問第217号)

答申日:令和4年9月15日(令和4年度(行情)答申第226号)

事件名:行政文書ファイル「平成27年度 宿舎使用料関係」につづられてい

る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる88文書(以下、順に「文書1」ないし「文書88」といい、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け防官文第52 11号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行っ た一部開示決定(以下「原処分」という。)の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。 更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と 定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。 (3) 電磁的記録についても特定を求める。 本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求め

(4) 文書の特定に漏れがないか確認を求める。 開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

(5) 複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。 開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体として DVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

る。

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当 する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3788号により、文書1の案文の1枚目のみ(以下「先行開示文書」という。)について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年3月26日付け防官文第5211号により、文書1の案文の1枚目を除く部分及び文書2ないし文書88について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舎企画室(以下「宿舎企画室」という。)が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、 紙媒体で管理されているものである。

- 4 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たっ

て具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。

- (3)審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4)審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。
- (5)審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、 複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」と して、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張 は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づ いて諮問すべき事項にあたらない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和4年3月15日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月24日 審議

④ 同年8月5日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件 対象文書の見分及び審議

⑤ 同年9月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開 示する原処分を行った。 これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。
 - ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成27年度 宿舎使用料関係」につづられている文書(行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度:2015年度、大分類:宿舎、中分類:宿舎管理、名称(小分類):平成27年度 宿舎使用料関係)である。原処分を行った経緯は、理由説明書(上記第3を指す。以下同じ。)の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4(3)において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。
 - イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、先行開示文書及び 文書1ないし文書88(本件対象文書)が管理されていることを確認 し、その他につづられている文書はなかった。
 - ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画 室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、 先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書 の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

- ア 上記(1)アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁から本件対象文書の行政文書ファイル管理簿への登録状況が分かる資料の提示を受けて確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)アの説明に符合することが認められ、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明には特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。諮問庁の上記第3の4(4)及び上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。
- イ そうすると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理 とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる 事情も認められない。
- ウ したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外

に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について,諮問庁は,上記第3の2のと おり(別表のとおり)説明するので,当審査会において本件対象文書を見 分したところにより,以下検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書49の2枚目及び文書68の7枚目のマスキング処理により不開示部分として取り扱われている部分の一部は、原処分に係る開示決定通知書の別紙第2の「不開示とした部分」欄に含まれておらず、当該部分は、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

- (1) 別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者並びに関係省庁の職員の氏名が記載されていると認められる。
 - ア 標記不開示部分を不開示とする理由について,当審査会事務局職員 をして諮問庁に更に確認させたところ,諮問庁は,おおむね以下のと おり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

- イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (2) 別表の番号2に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(5)及び(6) に掲げる部分を除く部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要

とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3 (5) 及び(6) に掲げる部分については、 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、一般に公開され ている情報であるとのことであるから、当該不開示部分を公にしたとし ても、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認め られないので、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

- (3) 別表の番号3に掲げる不開示部分のうち,別紙の3 (1) ないし (4), (7) 及び(8) に掲げる部分を除く部分には,特定の公務員 宿舎の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員等の氏名,印 影,所属部署,職務の級,電話番号,自動車の保管場所等の外,当該宿舎を退去後の住所,入居日又は退去日,当該宿舎の名称,所在地,戸番 及び構造・規格等,当該職員が支払う月額使用料等,単身赴任手当に係る認定等の状況等並びに宿舎管理人の氏名,印影及び電話番号が文書ごとに一体として記載されていると認められる。
 - ア これを検討するに、当該不開示部分は、当該宿舎の貸与を受け又は 退去等をする職員及び宿舎管理人ごとに一体として、法 5 条 1 号本文 前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる ものと認められる。このうち、当該宿舎の貸与を受け又は退去等をす る職員に係る当該部分については、同号ただし書イないしハに該当す る事情は認められない。また、宿舎管理人に係る当該部分について、 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公務員宿舎の 管理業務は、宿舎に居住する住人に個別に委託しているものであり、 公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足りる 事情も認められず、当該説明に特段の不自然、不合理な点は認められ ないことから、当該部分は、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし 書イ及び口に該当する事情も認められない。
 - イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、特定 の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の 氏名、印影、所属部署、職務の級、電話番号、自動車の保管場所、当 該宿舎を退去後の住所、当該宿舎の名称、所在地及び戸番並びに宿舎 管理人の氏名、印影及び電話番号については、当該職員及び宿舎管理 人ごとの個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

また、その余の部分についても、不開示とされた部分が開示された 場合、当該職員の個人を特定する手掛かりとなり、当該職員の権利 利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示を することはできない。 したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し不開示とした ことは妥当である。

- ウ しかしながら、別紙の3(1)ないし(4)、(7)及び(8)に 掲げる部分については、法5条1号に定める特定の個人を識別でき、 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個 人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められないので、同号 に該当せず、開示すべきである。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿 新管理簿

作成・取得年度等 2015年度

府省名 防衛省本省

大分類 宿舎

中分類 宿舎管理

名称(小分類) 平成27年度 宿舎使用料関係

2 (本件対象文書)

文書1 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について (防人厚第6827号。27.4.20) (案文の1枚目を除く。) 他4件

文書 2 規則第19条の調整にかかる報告書(5月他機関分)

文書3 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚 第8380号。27.5.21)他4件

文書4 規則第19条の調整にかかる報告書(6月他機関分)

文書 5 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について (防人厚 第10009号。27.6.22)他4件

文書6 規則第19条の調整にかかる報告書(7月他機関分)

文書 7 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚 第11488号。27.7.17)他4件

文書8 規則第19条の調整にかかる報告書(8月他機関分)

文書 9 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について (防人厚 12872号。27.8.19) 他4件

文書10 規則第19条の調整にかかる報告書(9月他機関分)

文書 1 1 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚14566号。27.9.18)他4件

文書12 規則第19条の調整にかかる報告書(10月他機関分)

文書13 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚16486号。27.10.19)他4件

文書14 規則第19条の調整にかかる報告書(11月他機関分)

文書 1 5 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について(防人厚 1 8 1 7 6 号。 2 7. 1 1. 1 8) 他 4 件

文書16 規則第19条の調整にかかる報告書(12月他機関分)

文書17 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚20141号。27.12.21)他4件

文書18 規則第19条の調整にかかる報告書(1月他機関分)

文書19 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人

- 厚498号。28.1.18)他4件
- 文書20 規則第19条の調整にかかる報告書(2月他機関分)
- 文書21 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚2598号。28.2.18)他4件
- 文書22 規則第19条の調整にかかる報告書(3月他機関分)
- 文書 2 3 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚5940号。28.3.23)他4件
- 文書24 債権発生通知について(27.3.26付)
- 文書25 宿舎(使用料)変更通知書について(27.5.11付)
- 文書26 宿舎(使用料)変更通知書について(27.7.10付)
- 文書27 宿舎(使用料)変更通知書について(27.10.28付)
- 文書28 宿舎使用料の改定について(27.3.13付。国土交通省)
- 文書 2 9 財務本省省庁別宿舎使用料の改定について(財会第801 号。27.3.20)
- 文書30 合同宿舎使用料の改定について(関財統4第75号。27. 3.2)
- 文書31 合同宿舎使用料の改定について(関財東管2第328号。2 7.3.12)
- 文書32 合同宿舎使用料の改定について(関財東統7第439号。2 7.3.11)
- 文書33 合同宿舎使用料の改定について(関財千統5第107号。2 7.3.13)
- 文書34 合同宿舎使用料の改定について(関財立統3第155号。2 7.3.13)
- 文書35 合同宿舎使用料の改定について(関財千統5第92号。2 8.3.16)
- 文書36 合同宿舎使用料の改定について(関財浜統6第71号。2 8.3.17)
- 文書37 合同宿舎使用料の改定について(関財立統3第191号。2 8.3.10)
- 文書38 合同宿舎使用料の改定について(関財東統7第442号。2 8.3.9)
- 文書39 合同宿舎使用料の改定について(関財統4第136号。28. 3.8)
- 文書40 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(他省庁転出者)
- 文書41 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(27.3.27付。内閣 府)

- 文書42 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(府厚第117号。27. 4.13)
- 文書43 国家公務員有料宿舎使用料の徴収について(依頼)(保総秘 第18号の12。27.4.24)
- 文書44 国家公務員宿舎使用料の徴収について(警察庁丁会発第44 3号。27.5.1)
- 文書 4 5 国家公務員宿舎使用料の徴収依頼について(送付)(27. 4.14付。北陸地方整備局)
- 文書 4 6 公務員宿舎使用料の徴収依頼について(国官福第 1 0 5 号。 2 7. 4. 2 7)
- 文書47 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(府厚第232号。27. 7.9)
- 文書48 公務員宿舎使用料の徴収依頼について(27.7.29付。 総務省)
- 文書49 宿舎使用料の徴収依頼(27.8.31付。経済産業省)
- 文書50 徴収依頼書(国土交通省)
- 文書 5 1 公務員宿舎使用料の徴収依頼について(会第8933号。27.7.8)
- 文書 5 2 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(府厚第 3 4 7 号。 2 7. 1 0. 8)
- 文書 5 3 公務員宿舎使用料の徴収依頼について(会第 1 3 2 4 2 号。 2 7. 1 0. 5)
- 文書 5 4 公務員宿舎使用料の徴収依頼について(国官福第 4 7 1 号。 2 7. 9. 1 7)
- 文書55 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(転出)
- 文書 5 6 宿舎使用料の徴収について(依頼)(27.4.7付。独立 行政法人駐留軍等労働者労務管理機構)
- 文書57 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(地方防衛局転出)
- 文書58 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(転入)
- 文書59 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(南関東防衛局)
- 文書60 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(北関東防衛局)
- 文書61 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(情報本部)
- 文書62 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(防衛監察本部)
- 文書63 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(防衛研究所)
- 文書64 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(技術研究本部)
- 文書65 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(装備施設本部)
- 文書66 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(航空自衛隊)
- 文書67 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(海上自衛隊)

- 文書68 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(陸上自衛隊)
- 文書69 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(4月分)
- 文書70 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(5月分)
- 文書71 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(6月分)
- 文書72 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(7月分)
- 文書73 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(8月分)
- 文書74 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(9月分)
- 文書 7 5 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(10月分)
- 文書76 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(11月分)
- 文書77 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(12月分)
- 文書78 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(1月分)
- 文書79 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(2月分)
- 文書80 公務員宿舎使用料の徴収依頼書(3月分)
- 文書81 単身赴任手当に係る認定等状況報告について(防人厚第64 32号。27.4.10)他3件
- 文書82 単身赴任手当に係る認定状況報告について(防人厚第771 0号。27.5.8)他9件
- 文書83 単身赴任手当に係る認定等状況報告について(防人厚第9122号。27.6.4)他1件
- 文書84 単身赴任手当に係る認定等状況報告について(防人厚第10 774号。27.7.3)
- 文書85 単身赴任手当に係る認定等状況報告について(防人厚第13813号。27.9.8)他8件
- 文書86 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第17 740号。27.11.9)他4件
- 文書87 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第19 288号。27.12.7)
- 文書88 単身赴任手当に係る認定等状況報告について(防人厚第39 97号。28.3.8)他3件

3 (開示すべき部分)

- (1) 文書24の2枚目の表中の「No」欄の1及び2の「備考」欄及び6枚目の表中の「No」欄の2及び4ないし8の「備考」欄の不開示部分
- (2) 文書25の2枚目の表中の「備考」欄の不開示部分全て
- (3) 文書26の2枚目の表中の「No」欄の1の「備考」欄の不開示部分
- (4) 文書27の2枚目の表中の「備考」欄の不開示部分全て
- (5) 文書45の1枚目の連絡先の不開示部分
- (6) 文書48の直通電話番号

- (7) 文書69の11枚目,12枚目,16枚目ないし18枚目,20枚目, 26枚目の表中の「備考」欄の不開示部分全て
- (8) 文書69の13枚目の表中の「備考」欄の上から5欄目を除く不開示部分,14枚目の表中の「備考」欄の下から2欄目及び3欄目を除く不開示部分,15枚目の表中の「備考」欄の下から3欄目を除く不開示部分,19枚目の表中の「備考」欄の上から7欄目を除く不開示部分,21枚目の表中の「備考」欄の上から6欄目を除く不開示部分,24枚目の表中の「備考」欄の上から6欄目を除く不開示部分,24枚目の表中の「備考」欄の上から9欄目及び4欄目を除く不開示部分,25枚目の表中の「備考」欄の上から9欄目及び12欄目を除く不開示部分,27枚目の表中の「備考」欄の上から4欄目及び7欄目の不開示部分,28枚目の表中の「備考」欄の上から4欄目及び下から2欄目を除く不開示部分及び29枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目及び下から2欄目を除く不開示部分及び29枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目ないし4欄目を除く不開示部分

別表 (不開示とした部分及び理由)

番号	文書番号	3万及い理田) 不開示とした部分	
		1枚目の一部(連絡先を除	
1	文書 3 , 文書 5 ,		り、これを公にした場
	文音 5 , 文書 7 ,		う, これを公にした場 合, 特定の個人を識別で
	文書 7 ,		日, 私足の個人を職所で き, 又は特定の個人を識
	文音3,		別することはできない
	1, 文書		が,公にすることにより
	1 3 , 文音		が、公にすることにより 個人の権利利益を害する
	書15,		おそれがあるとともに,
	章 I 5 , 文 書 1		事務の適正な遂行に支障
	7, 文書		幸務の過止な透行に文庫 を及ぼすおそれがあるこ
	19及び 文書23		とから, 法 5 条 1 号及び
	文書 2 4	同上	のな性音さに該当りるに
	入音 4 4 	P エ	ツ介別かてした。
	文書 2 5	及びFAX番号を除く。) 1枚目の一部(連絡先を除	
	入百 4 0	く。)	
	文書 2 6	同上	
	入音 4 0	<u> 円上</u> 8枚目の一部(内線番号及	
		びFAX番号を除く。)	
	文書 2 7	1枚目の一部(連絡先を除	
	入百 2 1	く。)	
	立書りり		
	文書28	1枚目の一部5枚目の一部 (メールアド)	
	文書30	ンスを除く。)	
	文書 3 1	1枚目,2枚目及び6枚目	
	入官の1	のそれぞれ一部(6枚目の	
		メールアドレスを除く。)	
	文書33	8枚目, 9枚目及び11枚	
	入官りり	6 枚 日	
		目のメールアドレスを除	
		して、 () () () () () () () () () (
	文書34	へ。/ 5枚目及び6枚目の一部	
	人日 りせ	(6枚目のメールアドレス	
		を除く。)	
		こか / 0 /	

文書 3 5	7枚目, 8枚目及び35枚
	目のそれぞれ一部(35枚
	目のメールアドレスを除
	⟨。)
文書 3 7	5枚目の一部
文書 3 8	37枚目及び38枚目のそ
	れぞれ一部
文書 4 0	1枚目ないし3枚目,5枚
	目ないし12枚目及び14
	枚目ないし16枚目のそれ
	ぞれ欄外の職名及び印影
	16枚目の担当者氏名
文書 4 3	1枚目の一部(内線番号を
	除く。)
文書 4 4	3枚目の担当者氏名
文書 4 5	1枚目の一部(連絡先を除
	⟨。)
文書 4 8	1 枚目の担当者氏名
文書 4 9	1枚目及び2枚目のそれぞ
	れ担当者氏名
文書 5 5	2枚目, 5枚目, 15枚目
	及び21枚目のそれぞれ担
	当者氏名
	1枚目,3枚目,4枚目,
	6枚目ないし14枚目,1
	6枚目ないし20枚目及び
	22枚目ないし36枚目の
	それぞれ欄外の職名及び印
	影
文書 5 7	1枚目ないし7枚目のそれ
	ぞれ欄外の職名及び印影
文書 5 8	15枚目,18枚目,20
	枚目及び33枚目のそれぞ
	れ欄外の職名及び印影
	18枚目,21枚目及び3
	3枚目のそれぞれ担当者氏
	名

29枚目ないし32枚目の それぞれ欄外の職名及び担当者氏名文書591枚目及び2枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影文書601枚目の欄外の職名及び印象本いし文書63影書63文書641枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影文書651枚目の欄外の職名及び印
当者氏名文書591枚目及び2枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影文書601枚目の欄外の職名及び印ないし文書63表書63文書641枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書591枚目及び2枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影文書601枚目の欄外の職名及び印ないし文影書63文書641枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
れ欄外の職名及び印影 文書 6 0 1 枚目の欄外の職名及び印
文書601枚目の欄外の職名及び印ないし文影書63文書641枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
ないし文書63影響63文書641枚目及び3枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
書63 文書64 1枚目及び3枚目のそれぞ れ欄外の職名及び印影
文書64 1枚目及び3枚目のそれぞ れ欄外の職名及び印影
れ欄外の職名及び印影
文書65 1枚目の欄外の職名及び印
影
文書66 1枚目及び3枚目のそれぞ
れ担当者氏名
2枚目の欄外の職名及び印
影
文書67 1枚目,3枚目及び5枚目
ないし8枚目のそれぞれ担
当者氏名
2枚目及び4枚目のそれぞ
れ欄外の職名及び印影
文書68 1枚目,8枚目及び15枚
目のそれぞれ欄外の職名及
び印影
4枚目,7枚目,9枚目及
び11枚目ないし14枚目
のそれぞれ担当者氏名
文書69 1枚目ないし11枚目,1
3枚目,15枚目,17枚
目, 28枚目, 30枚目及
び31枚目のそれぞれ欄外
の職名及び印影
文書70 1枚目ないし11枚目のそ
れぞれ欄外の職名及び印影
文書71 1枚目及び4枚目ないし1
3 枚目のそれぞれ欄外の職
I I

	**70	1 + 4 4 4 1 1 2 4 4 7 7 7 2	
	文書 7 2	1 枚目ないし3 枚目及び6	
		枚目ないし12枚目のそれ	
		ぞれ欄外の職名及び印影	
		4枚目の一部(内線番号及	
		びFAX番号を除く。)	
	文書 7 3	1枚目ないし9枚目のそれ	
		ぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 7 4	1枚目ないし11枚目のそ	
		れぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 7 5	1枚目ないし8枚目及び1	
		0 枚目のそれぞれ欄外の職	
		名及び印影	
	文書 7 6	1枚目ないし7枚目のそれ	
	及び文書	ぞれ欄外の職名及び印影	
	7 7		
	文書 7 8	1枚目ないし5枚目のそれ	
	及び文書	ぞれ欄外の職名及び印影	
	7 9		
	文書80	1枚目ないし4枚目のそれ	
		ぞれ欄外の職名及び印影	
	文書 8 1	1枚目の一部 (連絡先を除	
	ないし文	⟨ 。)	
	書88		
2	文書3,	1枚目の連絡先	国の機関が行う事務に
	文書 5,		関する情報であって、公
	文書7,		にすることにより、事務
	文書9,		の適正な遂行に支障を及
	文 書 1		ぼすおそれがあることか
	1, 文書		 ら, 法 5 条 6 号柱書きに
	13, 文		 該当するため不開示とし
	書 1 5,		た。
	文 書 1		
	7, 文書		
	19及び		
	文書 2 3		
	文書 2 4	同上	
	·	24枚目の内線番号及びF	
	[

AX番号文書 2 51枚目の連絡先文書 2 6同上8枚目の内線番号及びFA X番号文書 2 71枚目の連絡先文書 3 05枚目のメールアドレス 7枚目のFAX番号及びメールアドレス文書 3 16枚目のメールアドレス 8枚目のFAX番号及びメールアドレス文書 3 31 1枚目のメールアドレス 1 3枚目のメールアドレス文書 3 46枚目のメールアドレス 8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書 3 53 5枚目のメールアドレス文書 4 01 6枚目ないし1 8枚目のそれぞれFAX番号 文書 4 3文書 4 31枚目の内線番号 2書 4 5文書 4 51枚目の連絡先 2書 4 8文書 4 71枚目の連絡先 2書 4 9文書 4 91枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA 2枚目のそれぞれ内		
文書 2 6同上 8 枚目の内線番号及びFA X番号文書 2 71 枚目の連絡先 文書 3 05 枚目のメールアドレス 7 枚目のFAX番号及びメールアドレス文書 3 16 枚目のメールアドレス 8 枚目のFAX番号及びメールアドレス文書 3 31 1 枚目のメールアドレス文書 3 46 枚目のメールアドレス文書 3 53 5 枚目のメールアドレス文書 4 01 6 枚目ないし1 8 枚目のそれぞれFAX番号 メールアドレス文書 4 31 枚目の内線番号 文書 4 4文書 4 51 枚目の電話番号, FAX 番号及びメールアドレス文書 4 81 枚目の南線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス文書 4 91 枚目の内線番号及びFA X番号文書 5 52 枚目, 5 枚目, 1 5 枚目		AX番号
8 枚目の内線番号及びFA X番号文書271枚目の連絡先文書305枚目のメールアドレス7枚目のFAX番号及びメールアドレスできる36枚目のメールアドレス8枚目のFAX番号及びメールアドレス13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書451枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス文書491枚目の内線番号及びFA文書552枚目, 5枚目, 15枚目	文書 2 5	1枚目の連絡先
文書271枚目の連絡先文書305枚目のメールアドレス7枚目のFAX番号及びメールアドレス6枚目のメールアドレス2書316枚目のメールアドレス8枚目のFAX番号及びメールアドレス13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書48文書451枚目の連絡先文書481枚目の両線番号, FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目, 5枚目, 15枚目	文書 2 6	同上
文書271枚目の連絡先文書305枚目のメールアドレス7枚目のFAX番号及びメールアドレス8枚目のFAX番号及びメールアドレス8枚目のFAX番号及びメールアドレス13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3311枚目のメールアドレス文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4516枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の書話番号,FAX番号文書491枚目の内線番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		8枚目の内線番号及びFA
文書305枚目のメールアドレス 7枚目のFAX番号及びメールアドレス文書316枚目のメールアドレス 8枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3311枚目のメールアドレス 13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス 8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス 37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号 文書43文書431枚目の内線番号 フ書44文書451枚目の連絡先 3枚目の内線番号, FAX番号及びメールアドレス文書481枚目の南線番号, FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目, 5枚目, 15枚目		X番号
7枚目のFAX番号及びメールアドレス文書316枚目のメールアドレス8枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3311枚目のメールアドレス13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の連絡先文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書 2 7	1枚目の連絡先
大書316枚目のメールアドレス8枚目のFAX番号及びメールアドレス1 1枚目のメールアドレス文書331 1枚目のメールアドレス1 3枚目のFAX番号及びメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス3 7枚目のFAX番号及びメールアドレス3 7枚目のFAX番号及びメールアドレス文書401 6枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書 3 0	5枚目のメールアドレス
文書316枚目のメールアドレス 8枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3311枚目のメールアドレス 13枚目のメールアドレス文書346枚目のメールアドレス 8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス 37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号 文書43文書431枚目の内線番号 ス書45文書451枚目の連絡先 ス書48文書451枚目の連絡先 文書48文書491枚目の内線番号, FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目, 5枚目, 15枚目		7枚目のFAX番号及びメ
8枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3311枚目のメールアドレス13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の連絡先文書491枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFA文書552枚目, 5枚目, 15枚目		ールアドレス
文書3311枚目のメールアドレス文書346枚目のメールアドレス文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書40文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書45文書451枚目の連絡先文書481枚目の南線番号、FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号、ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目、5枚目、15枚目	文書 3 1	6枚目のメールアドレス
文書3311枚目のメールアドレス 13枚目のFAX番号及びメールアドレス文書346枚目のメールアドレス 8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス 37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号 文書43文書431枚目の内線番号 ス書45文書451枚目の連絡先 1枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びドロンス 2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		8枚目のFAX番号及びメ
1 3枚目のFAX番号及びメールアドレス 2枚目のメールアドレス 2枚目のメールアドレス 3 5枚目のメールアドレス 3 7枚目のFAX番号及びメールアドレス 3 7枚目のFAX番号及びメールアドレス 1 6枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号 文書43		ールアドレス
文書346枚目のメールアドレス8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の南線番号, FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目, 5枚目, 15枚目	文書 3 3	11枚目のメールアドレス
文書346枚目のメールアドレス 8枚目及びFAX番号及びメールアドレス文書3535枚目のメールアドレス 37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号 文書43文書431枚目の内線番号 3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先 ス書48文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		13枚目のFAX番号及び
8枚目及びFAX番号及び メールアドレス 文書35 35枚目のメールアドレス 37枚目のFAX番号及び メールアドレス 文書40 16枚目ないし18枚目の それぞれFAX番号 文書43 1枚目の内線番号 でま44 同上 3枚目の内線番号及びメールアドレス 文書48 1枚目の電話番号,FAX 番号及びメールアドレス 文書48 1枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFA 2枚目の内線番号及びFA X番号 文書55 2枚目,5枚目,15枚目		メールアドレス
文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書 3 4	6枚目のメールアドレス
文書3535枚目のメールアドレス37枚目のFAX番号及びメールアドレス文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		8枚目及びFAX番号及び
37枚目のFAX番号及び メールアドレス 文書40 16枚目ないし18枚目の それぞれFAX番号 文書43 1枚目の内線番号 文書44 同上 3枚目の内線番号及びメールアドレス 文書45 1枚目の連絡先 文書48 1枚目の電話番号,FAX 番号及びメールアドレス 文書49 1枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFA X番号 文書55 2枚目,5枚目,15枚目		メールアドレス
文書4016枚目ないし18枚目の それぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス文書491枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書 3 5	35枚目のメールアドレス
文書4016枚目ないし18枚目のそれぞれFAX番号文書431枚目の内線番号文書44同上 3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		37枚目のFAX番号及び
大書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		メールアドレス
文書431枚目の内線番号文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号, FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目, 5枚目, 15枚目	文書40	16枚目ないし18枚目の
文書44同上3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		それぞれFAX番号
3枚目の内線番号及びメールアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書43	1枚目の内線番号
ルアドレス文書451枚目の連絡先文書481枚目の電話番号,FAX番号及びメールアドレス文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書 4 4	同上
文書45 1枚目の連絡先		3枚目の内線番号及びメー
文書48 1枚目の電話番号, FAX 番号及びメールアドレス 文書49 1枚目の内線番号, ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFA X番号 文書55 2枚目, 5枚目, 15枚目		ルアドレス
番号及びメールアドレス	文書 4 5	1枚目の連絡先
文書491枚目の内線番号,ダイヤルイン及びメールアドレス 2枚目の内線番号及びFA X番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書 4 8	1枚目の電話番号, FAX
ルイン及びメールアドレス2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目		番号及びメールアドレス
2枚目の内線番号及びFAX番号文書552枚目,5枚目,15枚目	文書49	1枚目の内線番号,ダイヤ
X番号 文書55 2枚目,5枚目,15枚目		ルイン及びメールアドレス
文書55 2枚目,5枚目,15枚目		2枚目の内線番号及びFA
		X番号
及び21枚目のそれぞれ内	文書 5 5	2枚目, 5枚目, 15枚目
		及び21枚目のそれぞれ内
線番号及びFAX番号		線番号及びFAX番号

	文書 5 6	1枚目の欄外のFAX番号	
	文書 5 8	18枚目,21枚目及び3	
		3枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 6 6	1枚目及び3枚目のそれぞ	
		れ内線番号及びFAX番号	
	文書 6 7	1枚目,3枚目及び5枚目	
		ないし8枚目のそれぞれ内	
		線番号及びFAX番号	
	文書68	4枚目,7枚目,9枚目及	
		び11枚目ないし14枚目	
		のそれぞれ内線番号及びF	
		AX番号	
	文書 7 2	4枚目の内線番号及びFA	
		X番号	
	文書 8 1	1枚目の連絡先	
	ないし文		
	書88		
3	文書 2 4	2枚目ないし23枚目,2	個人に関する情報であ
		5枚目及び26枚目のそれ	り、これを公にした場
		ぞれ一部	合,特定の個人を識別で
	文書 2 5	2枚目ないし4枚目のそれ	
		ぞれ一部	別することはできない
	文書 2 6	2枚目ないし7枚目及び9	が、公にすることにより
		枚目のそれぞれ一部	個人の権利利益を害する
	文書 2 7	2枚目ないし18枚目のそ	おそれがあることから、
		れぞれ一部	法 5 条 1 号に該当するた
	文書 3 5	14枚目の一部	め不開示とした。
	文書40	1枚目ないし18枚目のそ	
		れぞれ一部(1枚目ないし	
		3枚目, 5枚目ないし12	
		枚目及び14枚目ないし1	
		6枚目のそれぞれ欄外の職	
		名及び印影、16枚目の担	
		当者氏名並びに16枚目な	
		いし18枚目のそれぞれF	
	1. + .	AX番号を除く。)	
	文書 4 1	1枚目の一部	

1		
	文書 4 2	1枚目ないし5枚目のそれ
		ぞれ一部
	文書 4 3	2枚目の一部
	文書 4 4	2枚目及び4枚目のそれぞ
		れ一部
		3枚目の件名,添付ファイ
		ル名及びメール本文の一部
	文書 4 5	2枚目の一部
	及び文書	
	4 6	
	文書 4 7	1 枚目の一部
	文書48	1枚目の一部(担当者氏
		名, 電話番号, FAX番号
		及びメールアドレスを除
		⟨。)
	文書 4 9	1枚目及び2枚目のそれぞ
		れ一部(1枚目及び2枚目
		のそれぞれ担当者氏名,1
		枚目の内線番号,ダイヤル
		イン及びメールアドレス並
		びに2枚目の内線番号及び
		FAX番号を除く。)
	文書 5 0	1枚目の一部
	文書 5 1	1枚目及び2枚目のそれぞ
		れ一部
	文書 5 2	1枚目ないし4枚目のそれ
_		ぞれ一部
	文書 5 3	1枚目及び2枚目のそれぞ
		れ一部
	文書 5 4	2枚目の一部
	文書 5 5	1枚目ないし4枚目,6枚
		目ないし36枚目のそれぞ
		れ一部(2枚目,5枚目,
		15枚目及び21枚目のそ
		れぞれ担当者氏名, 内線番
		号及びFAX番号並びに1
		枚目, 3枚目, 4枚目, 6

	枚目ないし14枚目,16
	枚目ないし20枚目及び2
	2枚目ないし36枚目のそ
	れぞれ欄外の職名及び印影
	を除く。)
文書 5 6	1枚目の一部(欄外のFA
	X番号を除く。)
文書 5 7	1枚目ないし7枚目のそれ
	ぞれ一部(欄外の職名及び
	印影を除く。)
文書 5 8	1枚目ないし35枚目のそ
	れぞれ一部 (15枚目, 1
	8枚目、20枚目及び33
	枚目のそれぞれ欄外の職名
	及び印影, 18枚目, 21
	枚目及び33枚目のそれぞ
	れ担当者氏名, 29枚目な
	いし32枚目のそれぞれ欄
	外の職名及び担当者氏名並
	びに18枚目,21枚目及
	び33枚目のそれぞれ内線
	番号除く。)
文書 5 9	1枚目及び2枚目のそれぞ
	れ一部(欄外の職名の印影
	を除く。)
文書 6 0	1枚目の一部 (欄外の職名
ないし文	及び印影を除く。)
書63	
文書 6 4	1枚目ないし3枚目のそれ
	ぞれ一部 (1枚目及び3枚
	目のそれぞれ欄外の職名及
	び印影を除く。)
文書 6 5	1枚目の一部 (欄外の職名
	及び印影を除く。)
文書 6 6	2枚目及び3枚目のそれぞ
	れ一部(2枚目の欄外の職
	名及び印影並びに3枚目の
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *

T	
	担当者氏名,内線番号及び
	FAX番号を除く。)
文書 6 7	2枚目及び4枚目ないし8
	枚目のそれぞれ一部 (2枚
	目及び4枚目のそれぞれ欄
	外の職名及び印影並びに5
	枚目ないし8枚目のそれぞ
	れ担当者氏名,内線番号及
	びFAX番号を除く。)
文書 6 8	1枚目ないし3枚目,5枚
	目,6枚目,8枚目及び1
	0枚目ないし15枚目のそ
	れぞれ一部(1枚目、8枚
	目及び15枚目のそれぞれ
	欄外の職名及び印影並びに
	11枚目ないし14枚目の
	それぞれ担当者氏名、内線
	番号及びFAX番号を除
	⟨ 。)
文書 6 9	1枚目ないし31枚目のそ
	れぞれ一部(1枚目ないし
	11枚目,13枚目,15
	枚目, 17枚目, 28枚
	目、30枚目及び31枚目
	のそれぞれ欄外の職名及び
	印影を除く。)
文書 7 0	1枚目ないし11枚目のそ
	れぞれ一部(欄外の職名及
	び印影を除く。)
文書 7 1	1枚目ないし13枚目のそ
	れぞれ一部(1枚目及び4
	枚目ないし13枚目のそれ
	ぞれ欄外の職名及び印影を
	 除く。)
文書 7 2	1枚目ないし3枚目及び5
	枚目ないし12枚目のそれ
	ぞれ一部(1枚目ないし3
1	

枚目及でもれぞれ。		
文書 7 3		枚目及び6枚目ないし12
文書 7 3		枚目のそれぞれ欄外の職名
でれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。) 文書74 1枚目ないし11枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び び印影を除く。) 文書75 1枚目ないし10枚目のそれぞれ一部 (1枚目ないし8枚目のでもれぞれ一部(1枚目のでもれぞれ一部(欄外の職名及び 印影を除く。) 文書78 1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。) 文書80 1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。) 文書81 4枚目、7枚目、10枚目及び 印影を除く。) 文書81 4枚目、7枚目、10枚目及び 印影を除く。) 文書82 5枚目、8枚目、11枚目 人材目、29枚目及び32枚目のそれぞれ一部 文書83 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目、8枚目、11枚		及び印影を除く。)
中影を除く。) 文書74 1枚目ないし11枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書75 1枚目ないし10枚目のそれぞれ一部(1枚目ないし8枚目及び10枚目のそれぞれ一部(個外の職名及び印影を除く。) 文書76 1枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書78 1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書80 1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書81 4枚目ないし4枚目のそれぞれ一部の影を除く。) 文書81 4枚目,7枚目,10枚目及び13枚目のそれぞれ一部の表が目別を除く。) 文書82 5枚目,8枚目,11枚目、29枚目、29枚目及び32枚目のそれぞれ一部 文書83 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部	文書 7 3	1枚目ないし9枚目のそれ
文書74 1枚目ないし11枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書75 1枚目ないし10枚目のそれぞれ一部(1枚目のそれぞれ欄外の職名及び10枚目のそれぞれ欄外の職名及び177 1枚目ないし5枚目のそれを除く。) 文書78 1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書81 4枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書81 4枚目のそれぞれ一部の影を除く。) 文書81 4枚目のそれぞれ一部の形を除く。) 文書81 4枚目のそれぞれ一部の形を除く。) 文書82 5枚目のそれぞれ一部 文書83 5枚目及び32枚目のそれぞれ一部 文書84 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目,8枚目,11枚		ぞれ一部(欄外の職名及び
れぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。) 文書 7 5 1 枚目ないし1 0 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目ないし8 枚目及び1 0 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書 7 6 1 枚目ないし7 枚目のそれ及び文書 7 6 1 枚目ないし7 枚目のそれ及び文書 7 8 1 枚目ないし5 枚目のそれ及びすり影を除く。) 文書 8 0 1 枚目ないし4 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。) 文書 8 1 4 枚目,7 枚目,1 0 枚目及び印影を除く。) 文書 8 2 5 枚目,8 枚目,1 1 枚目 1 4 枚目,2 9 枚目,2 0 枚目,2 9 枚目及び3 2 枚目,2 9 枚目のそれぞれ一部 文書 8 3 5 枚目ので部で、2書 8 4 5 枚目の一部文書 8 5 5 枚目,8 枚目,1 1 枚		印影を除く。)
文書75 1枚目ないし10枚目のそれぞれ一部(1枚目ないし8枚目及び10枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書76 1枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び77 中影を除く。) 文書78 1枚目ないし5枚目のそれ及び文書の影を除く。) 文書80 1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書81 4枚目、7枚目、10枚目及び印影を除く。) 文書81 4枚目、7枚目、10枚目及び印影を除く。) 文書82 5枚目、8枚目、11枚目14枚目、17枚目、20枚目、23枚目、26枚目、29枚目及び32枚目のそれぞれ一部 文書83 5枚目及び8枚目のそれぞれ一部 文書84 5枚目の一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目、8枚目、11枚	文書 7 4	1枚目ないし11枚目のそ
文書 7 5		れぞれ一部(欄外の職名及
れぞれ一部 (1枚目ないし8枚目のでれぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書 7 6 1枚目ないし7枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び77 中影を除く。) 文書 7 8 1枚目ないし5枚目のそれ及び文書でれ一部 (欄外の職名及び79 中影を除く。) 文書 8 0 1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。) 文書 8 1 4枚目、7枚目、10枚目及び13枚目のそれぞれ一部		び印影を除く。)
8枚目及び10枚目のそれ	文書 7 5	1枚目ないし10枚目のそ
ぞれ欄外の職名及び印影を除く。) 文書 7 6 1 枚目ないし7枚目のそれ及び文書でれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書 7 8 1 枚目ないし5枚目のそれ及び文書で和一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書 8 0 1 枚目ないし4枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。) 文書 8 1 4枚目,7枚目,10枚目及び13枚目のそれぞれ一部 文書 8 2 5枚目,8枚目,11枚目14枚目,29枚目及び32枚目のそれぞれ一部次書83 5枚目及び8枚目のそれぞれ一部次書84 5枚目の一部文書85 5枚目,8枚目,11枚		れぞれ一部 (1枚目ないし
除く。) 文書 7 6		8枚目及び10枚目のそれ
文書 7 6 1枚目ないし7枚目のそれ 及び文書 ぞれ一部 (欄外の職名及び 77 印影を除く。) 文書 7 8 1枚目ないし5枚目のそれ 及び文書 ぞれ一部 (欄外の職名及び 79 印影を除く。) 文書80 1枚目ないし4枚目のそれ ぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。) 文書81 4枚目,7枚目,10枚目 及び13枚目のそれぞれ一 部 文書82 5枚目,8枚目,11枚目 14枚目,17枚目,20 枚目,23枚目,26枚目,29枚目及び32枚目 のそれぞれ一部 文書83 5枚目及び8枚目のそれぞ れ一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目,8枚目,11枚		ぞれ欄外の職名及び印影を
及び文書 ぞれ一部 (欄外の職名及び 77		除く。)
77	文書 7 6	1枚目ないし7枚目のそれ
文書 7 8 1 枚目ないし5 枚目のそれ 及び文書 ぞれ一部 (欄外の職名及び 7 9 印影を除く。) 文書 8 0 1 枚目ないし4 枚目のそれ ぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。) 文書 8 1 4 枚目, 7 枚目, 1 0 枚目 及び 1 3 枚目のそれぞれ一 部 文書 8 2 5 枚目, 8 枚目, 1 1 枚目 1 4 枚目, 1 7 枚目, 2 0 枚目, 2 3 枚目, 2 6 枚目, 2 9 枚目及び3 2 枚目 のそれぞれ一部 文書 8 3 5 枚目及び8 枚目のそれぞ れ一部 文書 8 4 5 枚目の一部 文書 8 5 5 枚目, 8 枚目, 1 1 枚	及び文書	ぞれ一部(欄外の職名及び
及び文書 ぞれ一部 (欄外の職名及び 79	7 7	印影を除く。)
79印影を除く。)文書801枚目ないし4枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。)文書814枚目,7枚目,10枚目及び13枚目のそれぞれ一部文書825枚目,8枚目,11枚目14枚目,17枚目,20枚目,23枚目のそれぞれ一部文書835枚目及び32枚目のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目,8枚目,11枚	文書 7 8	1枚目ないし5枚目のそれ
文書801枚目ないし4枚目のそれ ぞれ一部(欄外の職名及び 印影を除く。)文書814枚目,7枚目,10枚目 及び13枚目のそれぞれ一部文書825枚目,8枚目,11枚目 14枚目,17枚目,20 枚目,23枚目,26枚目,29枚目及び32枚目 のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部 文書855枚目,8枚目,11枚	及び文書	ぞれ一部(欄外の職名及び
 ぞれ一部(欄外の職名及び 印影を除く。) 文書81 4枚目,7枚目,10枚目 及び13枚目のそれぞれ一 部 文書82 5枚目,8枚目,11枚目 14枚目,17枚目,20 枚目,23枚目,26枚目,29枚目及び32枚目 のそれぞれ一部 文書83 5枚目及び8枚目のそれぞれ一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目,8枚目,11枚 	7 9	印影を除く。)
中影を除く。) 文書81 4枚目,7枚目,10枚目 及び13枚目のそれぞれ一部 文書82 5枚目,8枚目,11枚目 14枚目,17枚目,20枚目,23枚目,26枚目,29枚目及び32枚目のそれぞれ一部 文書83 5枚目及び8枚目のそれぞれ一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目,8枚目,11枚	文書80	1枚目ないし4枚目のそれ
文書814枚目、7枚目、10枚目 及び13枚目のそれぞれ一部文書825枚目、8枚目、11枚目 14枚目、17枚目、20 枚目、23枚目、26枚目、29枚目及び32枚目のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部 文書855枚目、8枚目、11枚		ぞれ一部(欄外の職名及び
及び13枚目のそれぞれ一部 文書82 5枚目,8枚目,11枚目 14枚目,17枚目,20 枚目,23枚目,26枚目,29枚目及び32枚目のそれぞれ一部 文書83 5枚目及び8枚目のそれぞれ一部 文書84 5枚目の一部 文書85 5枚目,8枚目,11枚		印影を除く。)
文書825枚目、8枚目、11枚目 14枚目、17枚目、20 枚目、23枚目、26枚 目、29枚目及び32枚目 のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目、8枚目、11枚	文書 8 1	4枚目,7枚目,10枚目
文書825枚目、8枚目、11枚目 14枚目、17枚目、20 枚目、23枚目、26枚 目、29枚目及び32枚目 のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目、8枚目、11枚		及び13枚目のそれぞれ一
14枚目,17枚目,20 枚目,23枚目,26枚 目,29枚目及び32枚目 のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞ れ一部文書845枚目の一部文書855枚目,8枚目,11枚		部
枚目,23枚目,26枚目,29枚目及び32枚目のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目,8枚目,11枚	文書82	5枚目,8枚目,11枚目
目、29枚目及び32枚目のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目、8枚目、11枚		14枚目,17枚目,20
のそれぞれ一部文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目, 8枚目, 11枚		枚目, 23枚目, 26枚
文書835枚目及び8枚目のそれぞれ一部文書845枚目の一部文書855枚目, 8枚目, 11枚		目、29枚目及び32枚目
大書845枚目の一部文書855枚目、8枚目、11枚		のそれぞれ一部
文書845枚目の一部文書855枚目,8枚目,11枚	文書83	5枚目及び8枚目のそれぞ
文書85 5枚目,8枚目,11枚		れ一部
	文書84	5枚目の一部
目, 14枚目, 17枚目,	文書85	5 枚 目 , 8 枚 目 , 1 1 枚
		目, 14枚目, 17枚目,
20枚目,23枚目,26		20枚目,23枚目,26

	枚目及び29枚目のそれぞ
	れ一部
文書86	5枚目,8枚目,11枚
	目, 14枚目及び17枚目
	のそれぞれ一部
文書87	5枚目の一部
文書88	5枚目,8枚目,11枚目
	及び14枚目のそれぞれ一
	部